㊞

我孫子市告示第３０１号

令和９年度における労務報酬下限額を定めたので、我孫子市公契約条例（平成２７年条例第１号）第７条第３項の規定により告示する。

令和８年１０月２７日

我孫子市長　星　野　順一郎　印

我孫子市公契約条例第７条第１項第２号により定める額

労務報酬下限額	１，１９５円（１時間当たり）